

市では、下石町地内の大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所が、重水素実験研究を推進するに当たり、周辺環境の保全と東濃西部3市の住民の皆さんの安全を確保す

核融合科学研究所周辺環境の 保全等に関する 協定締結および実験同意について

核融合科学研究所周辺環境の 保全等に関する協定書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）、土岐市、多治見市及び瑞浪市（以下これらを「乙」という。）と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「丙」という。）は、丙が土岐市下石町地区内の研究施設（以下「研究施設」という。）において研究を推進するにあたり、研究施設の周辺環境の保全に努めるとともに、乙の住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（関係諸法令等の遵守）

第1条 丙は、関係諸法令等を遵守し、研究施設の周辺環境の保全のために万全を期さなければならない。

2 丙は、放射線管理を徹底し、研究施設の敷地境界において年間50マイクロシーベルト（※1）以下の線量を遵守するものとする。

3 丙は、トリチウムを使用した核融合実験は行わないものとする。

（放射性物質等の保管管理）

第2条 丙は、放射性物質等の保管及び管理に当たっては、法令等を遵守し、乙の住民の安全を確保するための適切な措置を講ずるものとする。

（公害の防止及び環境保全）

第3条 丙は、研究に伴って生ずるおそれのある大気汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（周辺環境の監視・測定の実施等）

第4条 丙は、甲及び乙と協力して周辺環境の保全に必要な監視・測定体制を整備して環境放射線等の継続的な監視・測定を実施し、その結果の公表を行うものとする。

（事前説明等）

第5条 丙は、研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容並びにそれらに変更があった場合について、事前に甲及び乙へ説明を行うとともに、研究成果等について定期的に報告を行うものとする。

（情報公開）

第6条 丙は、乙の住民への一層の理解を深めるため、

（補足）

・年間50マイクロシーベルト（※1）

シーベルトとは、放射線の人体に対する影響の程度を表わす単位で、法令などにより公衆の被曝限度は1ミリシーベルト／年とされています。年間50マイクロシーベルトは、さらにこの値の20分の1です。これは

この協定書(案)は、平成12年4月に岐阜県、多治見市、土岐市、瑞浪市および笠原町（現在は多治見市と合併）と核融合科学研究所との間で十分に議論されたものです。

少なくとも年1回、研究施設の公開を行うとともに、乙が申し出る地域の住民への説明を乙の求めに応じ、適時行うものとする。

（防災対策）

第7条 丙は、災害及び事故の防止のために必要な整備をし、防災体制の強化を図るとともに、乙と丙が協議の上乙が行う防災対策にも積極的に協力するものとする。

（立入調査等）

第8条 甲及び乙は、乙の住民の安全を確保するため必要があると認めるときは、丙に対して必要な報告を求め、又は必要な限度において、甲及び乙の職員並びに甲及び乙が指定する者に研究施設へ立入調査させることができる。

2 丙は、前項の立入調査等の際には協力しなければならない。

（D-D実験）

第9条 丙は、D-D実験（※2）の開始に当たっては、甲及び乙の同意を得るものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に関し、疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県知事

乙 土岐市長
多治見市長
瑞浪市長

丙 大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長

1回の胸部のX線集団検診で受ける放射線量と同じ程度のものです。

・D-D実験（※2）

重水素プラズマに重水素ビームを打ち込む実験で、微量のトリチウム（三重水素）と中性子が発生します。

るため、協定の締結および実験の同意に向けて作業を進めていきます。

このたび、核融合科学研究所が自主的に行ってきた地域住民への説明会により、一定の理解が得られたことから「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書の締結及び重水素実験開始の同意について」の申入書が東濃西部3市へ提出され、土岐市では地元自治会および市議会全員協議会に説明しました。その中で、協定書(案)のほか覚書(案)を別に定め、協定当事者間で再度、住民の安心・安全の観点から協定締結の検討を行った結果、協定書(案)と覚書(案)を締結するとともに、重水素実験について同意をする方向で調整しています。

今回、協定締結および実験同意についての方針がまとまりましたのでお知らせします。ご質問などは、3月15日(火)までに市役所研究学園都市推進室(内線215)へ問い合わせください。

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書 (案)

岐阜県(以下「甲」という。)、土岐市、多治見市及び瑞浪市(以下これらを「乙」という。)と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所(以下「丙」という。)は、平成 年 月 日に締結した核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書(以下「協定書」という。)第10条の規定に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 丙は、協定書第4条に定める周辺環境の保全に必要な監視・測定が継続的に実施できるよう、甲及び乙が設置・運営する安全監視委員会(※1)に最大限の協力を行うものとする。
- 2 丙は、協定書第5条に定める研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容に重大な変更があった場合について、事前にその安全性についての検討を核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会(※2)に諮り、

その結果を甲及び乙へ説明を行うものとする。

- 3 丙は、自己の活動に起因して、地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

この覚書の証として、本書5通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県知事
乙 土岐市長
多治見市長
瑞浪市長
丙 大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長

(補足)

・安全監視委員会(※1)

地元自治体(県3市)で設置される第三者委員会で、重水素実験の安全な実施および研究所周辺環境への影響に関する監視を行います。構成員は市議会議員、自治会、近隣住民や学識経験者などを予定しています。

・安全評価委員会(※2)

核融合科学研究所で設置された第三者委員会で、安全管理計画に大きな変更が生じた場合などに技術的な評価を行います。構成員は学識経験者と地域住民などを予定しています。

同意書(案)

D-D実験を含む重水素実験の開始について、核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書第9条の規定及び核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書に基づき同意します。

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長

土岐市長